

(一社) 北海道建築士会会長  
(一社) 北海道建築士事務所協会会長  
(一社) 日本建築構造技術者協会北海道支部支部長  
(一社) 北海道建設業協会会長  
(一社) 北海道設備設計事務所協会会長  
(公社) 日本建築家協会北海道支部支部長

様

北海道建設部住宅局建築指導課長

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例について  
北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例(北海道条例第79号)は、令和2年(2020年)7月14日に公布され、同日に施行されましたので、通知します。

## 記

### 1 改正内容

#### (1) 避難上の安全の検証を行う区画部分に対する制限の特例(第61条の3関係)【新設】

建築基準法施行令の改正により、新たな検証法で建築物の区画部分について避難上の安全性が確かめられた場合、当該区画部分に対する規制の一部を適用除外とする特例が定められたことに鑑み、当該区画部分について、道の条例において上乗せしている内装の制限(条例第26条第1項及び第2項)を適用しないこととする。

連絡先等  
建築基準係 片山  
電 話 : 011-204-5578(直通)  
メー ル : katayama.daisuke@pref.hokkaido.lg.jp

新旧対照表

○北海道建築基準法施行条例

新	旧
<p><u>(避難上の安全の検証を行う区画部分に対する制限の特例)</u>  <u>第61条の3 令第128条の6第1項に該当する区画部分(同項に規定する区画部分をいう。)</u>については、<u>第26条第1項及び第2項(これらの規定中令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等に係る部分を除く。次条及び第61条の5において同じ。)</u>の規定は、適用しない。            (避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する制限の特例)  <u>第61条の4 令第129条第1項に該当する建築物の階</u>については、<u>第26条第1項及び第2項、第38条、第38条の2、第44条第1項及び第2項、第45条並びに第48条(敷地内の通路及び階段に係る部分を除く。)</u>の規定は、適用しない。             (避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の特例)  <u>第61条の5 令第129条の2第1項に該当する建築物</u>については、<u>第26条第1項及び第2項、第35条第1項、第36条第1項、第37条第1号、第38条、第38条の2、第42条第1項、第43条、第44条第1項及び第2項、第45条並びに第48条(敷地内の通路に係る部分を除く。)</u>の規定は、適用しない。</p>	<p>(新設)             (避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する制限の特例)  <u>第61条の3 令第129条第1項に該当する建築物の階</u>については、<u>第26条第1項及び第2項(令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等に係る部分を除く。次条において同じ。)</u>、<u>第38条、第38条の2、第44条第1項及び第2項、第45条並びに第48条(敷地内の通路及び階段に係る部分を除く。)</u>の規定は、適用しない。            (避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の特例)  <u>第61条の4 令第129条の2第1項に該当する建築物</u>については、<u>第26条第1項及び第2項、第35条第1項、第36条第1項、第37条第1号、第38条、第38条の2、第42条第1項、第43条、第44条第1項及び第2項、第45条並びに第48条(敷地内の通路に係る部分を除く。)</u>の規定は、適用しない。</p>